

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は令和 7 年 1 月現在で 12,665 人であり、昭和 40 年に約 5,800 人以降 40 年間にわたり増加傾向にあったが、平成 17 年の約 14,500 人をピークに減少に転じている。年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあるが、老年人口については、増加が続いている。製造業が本町の基幹産業となっているが、事業所、従業員数、出荷額ともに減少傾向にあり、労働力不足・経済の縮小に対して対策を講じることが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

基本計画を策定することにより、中小企業者の積極的な先端設備の導入を促し、経営の安定化を目指してもらうことで雇用の創出・事業の継続を図り、商工業が活性化しているまちの実現を目指す。

本町での年間の認定企業数の目標は 3 社とする。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、直近の事業年度末と比べ、中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内におけるすべての中小企業者に対して、労働生産性の向上を図り、商工業の振興を促すため、対象とする先端設備の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内のすべての中小企業者が積極的に先端設備を導入し、労働生産性を向上させる機会が与えられるよう、対象地域は限定しないものとする。

(2) 対象業種・事業

町内の産業全体を活性化させるため、業種・事業のいずれも限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、及び5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 当計画の認定にあたり、人員削減などの労働者の不利益を発生させる計画は対象としない。
- ② 反社会的勢力との関係が認められるものや公序良俗に反する取り組みについては計画の対象としない。
- ③ 申請書類・資料の内容はすべて同水準のものを要求するのではなく、認定にあたっては申請者の実情を踏まえて総合的に判断するものとする。
- ④ 申請しようとする中小企業者は、町税に滞納がないこととする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。